

議案第8号

基山町国民健康保険条例の一部改正について

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の8.7」を「100分の9.1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険財政の都道府県単位化に伴い、将来的な国民健康保険税の平準化及び財政基盤の安定を図るため、基山町国民健康保険条例を改正する必要がある。

令和6年3月14日原案可決